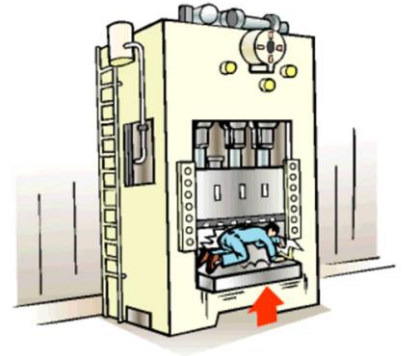
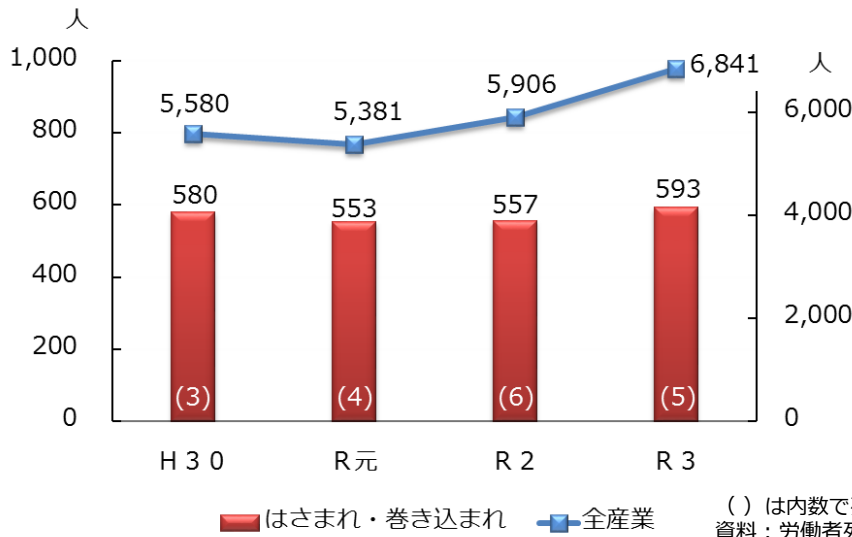


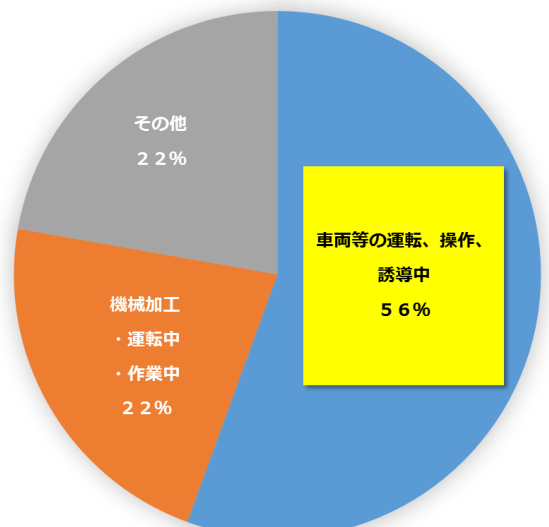
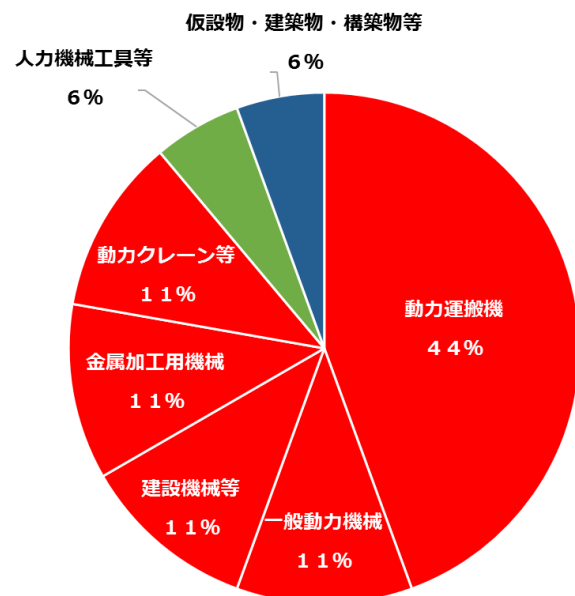
はさまれ・巻き込まれ災害をなくそう！！

福岡労働局管内において、平成30年から令和3年までの4年間で、はさまれ・巻き込まれによる**死亡災害が18件**、死傷災害（休業4日以上）においては、年間**500件以上**発生しています。



はさまれ・巻き込まれによる死亡災害は、**機械に起因するものが約9割**を占めています。原因としては、

- ①建設機械等（重機やフォークリフト）との接触。
- ②坂道に止めた車両等が動き出した際にはさまれた。
- ③フォークリフトを用途外で使用していた。
- ④危険予知が十分ではない 等があげられます。



(注：■部分は機械災害を表す)

はさまれ・巻き込まれ災害による死亡災害
資料：労働者死傷病報告（H30～R3）

設備（機械）の対策と人の対策を徹底しましょう！

機械のリスク低減3原則（機械安全の基本的な考え方）

本質安全の原則

- 危険源を除去する、人に危害を与えない程度にする

隔離の法則

- 人と機械の危険源が接近・接触できないようにする

停止の原則

- 一般的に機械は止まっていなければ危険ではない



機械設備の点検・清掃は必ず機械を停止してから行いましょう！
回転部分、駆動箇所にはカバーをつけましょう！

福岡労働局管内における はさまれ・巻き込まれ死亡災害事例

年齢 経験期間	災害のあらまし	業種	起因物
60歳代 1年未満	被災者は、移動式クレーンで資材を吊っていたところ、当該移動式クレーンが傾き、その車体と現場の仮囲いのポールとの間にはさまれた。	一般貨物 自動車運 送業	移動式 クレーン
50歳代 10年以上 20年未満	坂道に停車していたトラックが、突然動き出したため、被災者が荷台から飛び降りて止めようとしたが、転倒し同トラックに轢かれた。	その他の 建築工事 業	トラック
70歳代 5年以上 10年未満	被災者は、倉庫入口上部の補修作業を行うため、フォークリフトのパレット上に乗り、同僚がパレットを上昇させ、同機を前進させたところ、倉庫入口上の壁と同機のバックレスト等との間にはさまれた。	機械（精 密機械を 除く）器 具製造業	フォーク リフト

